

## 指定障害福祉サービス事業者に対する行政処分について

指定障害福祉サービス事業者に対し、次のとおり行政処分を行いましたので、お知らせします。

### 1 株式会社ワンダフルが運営する指定障害福祉サービス事業者に対する行政処分

#### (1) 事業者の代表者及び所在地

株式会社ワンダフル 代表取締役 前田 一樹  
東京都中野区弥生町2丁目41番17号 T C I C

#### (2) 処分の対象となる事業所及び処分内容

事業所の名称	ワンダフル相模原
サービスの種類	就労継続支援B型
所在地	相模原市中央区鹿沼台1丁目7番7号 トラストテック相模原1階
指定年月日	令和4年8月1日
処分内容	指定就労継続支援B型事業者の指定の全部効力停止3か月
処分年月日	令和5年3月31日
処分期間	令和5年4月1日から 同年6月30日まで

#### (3) 処分の理由

利用者との利用契約を締結しないまま、サービス提供を行っていた等の運営基準に違反したほか、サービス提供に係る文書が一部不正に作成されていた。また、監査時において、一部職員が虚偽の答弁により監査を妨害したため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第50条第1項第4号、第7号及び第10号に基づき、指定就労継続支援B型事業者の指定の全部効力を停止するもの

#### (4) その他

事業者には、改善した内容や講じた再発防止策等について市に報告するよう指示しています。

なお、ワンダフル相模原については、利用者は既に他の事業所に移っているため、処分による利用者への影響はありません。

## 2 株式会社坂本企画が運営する指定障害福祉サービス事業者に対する行政処分

### (1) 事業者の代表者及び所在地

株式会社坂本企画 代表取締役 坂本 美由紀  
相模原市南区大野台1丁目9番17号

### (2) 処分の対象となる事業所及び処分内容

事業所の名称	グループホームたんぼぼ並木
サービスの種類	共同生活援助
所在地	相模原市中央区並木4丁目1番36号
指定年月日	令和元年6月1日
処分内容	指定共同生活援助事業者の指定の一部効力の停止 (新規利用者の受入れ停止6か月)
処分年月日	令和5年3月31日
処分期間	令和5年4月1日から 同年9月30日まで

### (3) 処分の理由

一部期間において、サービス管理責任者の資格を有さない職員が個別支援計画を作成していた。また、利用者1名に対し退去時の居室クリーニング等費用について、実費相当額を超えた額を請求しており、積算根拠が不明確な金額を徴収していたため、法第50条第1項第9号及び第10号に基づき、指定共同生活援助事業者の指定の一部の効力を停止するもの

### (4) その他

事業者には、改善した内容や講じた再発防止策等について市に報告するよう指示しています。

【問い合わせ先】  
福祉基盤課  
電話：042-769-9226（直通）